

第3回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和5年8月4日(金)10時00分～18時10分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) 山口県最低賃金の改定決定に係る参考人意見について
- (3) その他

5 議事概要

(1) 金額審議について、労働者側から

- ・ 最低賃金法第9条2項に基づく3要素のうち、「賃金」について、令和5年の春闘の賃金引上げ率は全体で3.79%、300人以上の企業の賃金引上げ率は3.91%となり高水準である。また、山口県の賃金指数において、実質賃金は-3%となっており、物価上昇率が賃金上昇率よりも高くなっていることから、更なる賃金引上げが必要である。

次に、「労働者の生計費」については、本年1月から国の「電気・ガス価格激変緩和措置」が10月以降は終了する予定であり、消費者物価指数が1%を超え、4.6%以上になるおそれがある。

また、8月以降も食料品を中心に値上がりが見込まれているため、最低賃金近傍の労働者の生活は更に苦しくなると予想される。最後に、「通常の事業の支払い能力」とは、個々の企業の支払い能力ということではないと認識しており、また、「法人企業景気予測調査結果(中国財務局山口財務事務所)」によると、令和5年度の経常利益は前年度比35.1%の増益見込みと支払い能力は担保されている。

- ・ 県内の若者の転入超過率(2022年)が-4.4%と転出超過の状況であり、人材流出に歯止めをかけるため、最低賃金引き上げが必要である。
- ・ 第2回専門部会で提示した引上げ額44円の主張については、今回、中小企業・

小規模事業者の厳しい経営環境にあることの主張を踏まえ、43円に歩み寄りたい。

との主張がされた。

(2) 金額審議について、使用者側から

- ・ 労働者側委員が主張する「通常の事業の支払い能力」の根拠データとする中国財務局山口事務所が作成した「法人企業景気予測調査結果」の回答企業は、約100社であり、この約100社の内訳は大企業24社、残りが中堅・中小企業の回答となっている。大企業の経常利益は、50.8%と大きく増益している一方、中堅企業の経常利益は-26.6%、中小企業の経常利益は-16.5%となっている。最低賃金近傍で働く労働者が多いのは、中堅・中小企業であり、「経常利益が増益となっており、通常の事業の支払い能力」が担保されているとすることの根拠データとして適切ではない。
- ・ 原材料費の価格転嫁は進んでいるものの、人件費までの転嫁ができていないなど十分ではなく収益を圧迫している。企業が実際に実施している賃金引上げについても人手不足対策としての「防衛的賃上げ」である。
- ・ 労使交渉の結果である春闘の賃金引上げ率2.79%が3要素を最もよく考慮したものであると認識している。
- ・ 再検討した結果、昨年10月から本年6月までの山口市消費者物価指数の上昇の影響分として1.4%を算出している。春闘の賃金引上げ率2.79%にこれを加算して導いた37円を再提示する。
- ・ 発効日については、部会長から説明があったとおり、10月1日発効が本当に適切かという点について本質的議論を行う必要がある。10月1日発効ありきではなく、審議の結果で決まるものであることから、公労使で丁寧な議論を行っていききたい。

との主張がされた。

(3) 参考人からは、①近年の大幅な最低賃金の引上げに伴い、スーパーマーケット全社のパートタイマー3,200人のうち、「年収の壁」超過を回避するために、12月に時間短縮を余儀なくされた労働者は全体の約半数の1,650人である、②このうち5時間以上労働時間を短縮した労働者が全体の4分の1の828人存在し、年末の繁忙期に各店舗での業務運営に支障が生じている等により、最低賃金の発効日を1月からの実施として欲しいとの要望がなされた。